

建設業法改正に伴う、解体工事の見積・契約に関する事項（R8.3 全解工連）

1 建設工事の注文者と受注者との見積・契約に関する事項

- **改正点 A** 著しく低い労務費等による見積り・依頼の**禁止**
 - ① 受注者は、請負契約に際し「材料費・労務費・法定福利費・安全衛生経費・建退共掛金」等を記載した材料費等記載見積書を作成する**努力義務**を負います。（建設業法第 20 条第 1 項）
注）材料費等記載見積書には解体工事で必要な、機械器具費や廃棄物処理費等の内訳も記載
 - ② 材料費等記載見積書に記載する材料費等 5 項目の額は、工事施工に通常必要な額を**著しく下回ってはなりません（禁止）**。（建設業法第 20 条第 2 項）
 - ③ 注文者は、契約締結時に材料費等記載見積書の内容を考慮する**努力義務**を負います。（建設業法第 20 条第 4 項）
 - ④ 注文者から請求があれば、受注者は契約成立までに材料費等記載見積書を交付する**義務**があります。（建設業法第 20 条第 4 項）
 - ⑤ 注文者は、材料費等記載見積書を交付した受注者に対し、材料費等 5 項目の額は、工事施工に通常必要な額を**著しく下回る変更を求めてはなりません（禁止）**。（建設業法第 20 条第 6 項）
- **改正点 B** 原価割れ契約の**禁止**（発注側には既に禁止）
 - ※ 受注者は、正当理由がない限り、工事施工に通常必要な原価を下回る請負代金で**契約してはなりません（禁止）**。機械器具費等も含め総価としての原価割れも×（建設業法第 19 の 3 条第 2 項）
- **改正点 C** 著しく短い工期契約の**禁止**（発注側は既に禁止）
 - ※ 受注者は、通常必要な期間を著しく下回る工期で**契約してはなりません（禁止）**。（建設業法第 19 の 5 条第 2 項）

（参考）改正点 A～C に関して義務等を負う当事者は下表のとおりです。

改正点		注文者・受注者（下請負契約）	
		注文者	受注者
A	①		努力義務
	②		禁止
	③	努力義務	
	④		義務
	⑤	禁止	
B		既に禁止	禁止
C		既に禁止	禁止

「禁止行為等」を行った場合：建設業者等に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分

2 法改正を踏まえた発注者との取引に関する留意事項

発注者に提出する見積について（改正点 A 関連）【受注者としての対応】

発注者に提出する見積書には「材料費・労務費・法定福利費・安全衛生経費・建退共掛金」並びに、解体工事で必要な、機械器具費や廃棄物処理費等の内訳を明示してください。

これは、見積内容の透明性を確保し、適正な労務費の反映を確認することを目的としています。

参考

建設業法（改正後の条文）

（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下この条において「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。

3（略）

4 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

5（略）

6 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者（建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。）に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

7～8（略）